諮問番号：令和４年度諮問第４８号

答申番号：令和５年度答申第１１号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和３年８月２５日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

行政が瑕疵を行い、法の不遡及、遡及処罰を行っている。

よって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人が雇用保険の基本手当受給分の追加給付２,１０６円（以下「本件追加給付」という。）を令和３年６月に受給したため、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア（ア）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１０の２（８）のとおり、同月の収入として同額を収入認定すれば生じることとなる返納額について、同年９月分の保護費において充当する本件処分を行ったことが認められる。

（２）次官通知第８の３（２）ア（ア）及び生活保護制度における雇用保険等の追加給付への対応について（平成３１年３月２９日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下「保護係長事務連絡」という。）３のとおり、雇用保険等の追加給付は、その実際の受給額を、受給月の収入として認定することとされている。

また、局長通知第１０の２（８）のとおり、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

本件についてみると、審査請求人は、令和３年６月３日に本件追加給付を受給したことが認められる。

以上のことからすると、審査請求人が受領した本件追加給付について、受給月である令和３年６月分の保護費において収入として認定し、同年９月分の保護費で充当することとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和５年３月３０日　　諮問書の受領

令和５年４月１０日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：４月２４日

口頭意見陳述申立期限：４月２４日

令和５年４月２６日　　第１回審議

令和５年４月２８日　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答：令和５年５月９日付け○○○第１２１号。以下「処分庁回答書」という。）

令和５年５月２４日　　第２回審議

令和５年６月２１日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

（３）法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（４）法第２５条第２項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。

（５）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、収入の認定について、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（６）局長通知第１０の２（８）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（７）保護係長事務連絡３は、生活保護制度における雇用保険等の追加給付の取扱いについて、「追加給付は、「生活保護法による保護の実施要領について」（中略）〔次官通知〕の第８の３の（２）のア（ア）の「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付」に該当するものとして、その実際の受給額を、受給月の収入として認定して下さい。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年７月１０日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）令和３年６月２１日、審査請求人は、処分庁に対し、同月３日付けで通帳に２，１０６円の振込金があったことを届け出た。

（３）令和３年６月２１日、処分庁が、○○○公共職業安定所長に対し、前記振込金の内訳について照会したところ、同年７月１５日、雇用保険の基本手当受給分の追加給付〔本件追加給付〕であるとの回答があった。

（４）令和３年７月１５日、処分庁は、次官通知第８の３（２）ア（ア）に基づき、本件追加給付について、同年６月３日に振り込まれていることが確認できるためとして、６月分保護費に収入認定することとし、そのことにより生じる返納額について、９月分保護費に収入充当することとした。

（５）令和３年７月１５日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、前記１（６）の局長通知第１０の２（８）に沿って、本件追加給付を６月分保護費に収入認定することで生じる返納額について、９月分保護費に収入充当する趣意を明示した通知を発した。

（６）令和３年８月２５日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、本件追加給付を９月分保護費に収入充当する本件処分を行った。

　　　本件処分に係る通知書には、保護決定理由として、「基本手当追加給付金を６月保護費へ認定することで生じる返納額２，１０６円を９月保護費に収入充当します。」と記載されている。

（７）令和３年９月２９日付けで、審査請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

３　判断

（１）前記２（２）から（５）までのとおり、①審査請求人は、令和３年６月３日に本件追加給付を受給したこと、②処分庁は同額を同月分の収入として認定した上で、同年９月分保護費に収入充当したことが認められる。

保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。そして、収入については、前記１（５）のとおり、次官通知第８の３（２）ア（ア）において、失業保険金等の公の給付については、その実際の受給額を認定する旨が定められており、前記１（６）のとおり、局長通知第１０の２（８）において、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生じることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えない旨が定められている。

　　　また、生活保護制度における雇用保険等の追加給付（本件追加給付）の取扱いについては、前記１（７）のとおり、保護係長事務連絡３において、次官通知第８の３（２）ア（ア）により、実際の受給額を受給月の収入として認定する旨が示されている。

　　　上記の次官通知、局長通知及び保護係長事務連絡の内容は、法の基本原理（法第１条及び第４条参照）に照らして合理的なものといえ、処分庁は、これらに基づき、本件追加給付を収入として認定の上、収入充当したものであることから、本件処分の判断に不合理な点は認められない。

（２）以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

　 　したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分の通知書には、処分の理由として、「基本手当追加給付金を６月保護費へ認定することで生じる返納額２，１０６円を９月保護費に収入充当します。」と記載されているのみであることから、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において本件処分に即した主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由には、根拠となる法令についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう、根拠法令についても具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）　野呂　充

委員　　　　　　重本　達哉

委員　　　　　　船戸　貴美子